

第69回 定時株主総会 招集ご通知

日時	2025年6月27日（金曜日） 午前10時 （受付開始：午前9時）	場所	東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
-----------	---	-----------	--

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名
選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

- 当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、ご用意して
おりません。何卒ご理解くださいますようお願い申
しあげます。
- 株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記
当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
<https://www.casio.co.jp/ir/meeting/>

目次

第69回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	8
事業報告	28
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告	50



議決権行使が簡単に！
「スマート行使[®]」対応

スマートフォンからQRコードを読み取ることで議決権を簡単
にご行使いただけます。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株 主 各 位

証券コード 6952
(発送日) 2025年6月5日
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)
東京都渋谷区本町一丁目6番2号
カシオ計算機株式会社
代表取締役 社長 CEO 増田 裕一

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.casio.co.jp/ir/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただく際は、「銘柄名（会社名）」に「カシオ計算機」又は「コード」に「6952」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、スマート行使をはじめとするインターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から5頁のご案内に従って、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 日時	2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場所	東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 - 第69期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第69期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 - 第1号議案 剰余金の処分の件 - 第2号議案 定款一部変更の件 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2)インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 (3)インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

◎ 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項の記載を含む書面を一律でお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人及び監査等委員会が監査した対象に含まれております。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使のご案内

議決権行使には、以下の方法がございます。後記株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

事前に議決権を行使する場合

インターネット等による行使

「スマート行使」によるご行使



議決権行使期限

2025年6月26日
(木曜日)

午後5時30分入力完了分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



▶ 詳細につきましては4頁をご覧ください。

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使



議決権行使期限

2025年6月26日
(木曜日)

午後5時30分入力完了分まで

当社の指定する下記議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

▶ 詳細につきましては5頁をご覧ください。

郵送（書面）によるご行使

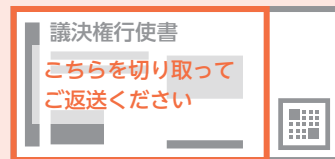


議決権行使期限

2025年6月26日
(木曜日)

午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。



●議決権行使のお取り扱い

1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
3. インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

当日ご出席いただく場合



株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 代理人による議決権のご行使は、当社の議決権を有する他の株主様1名に委任する場合に限られます。なお、会場受付にて代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



「スマート行使」によるご行使

1 QRコードからスマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



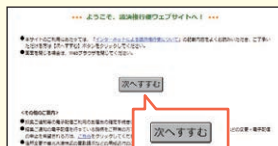
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

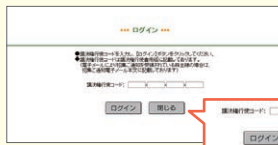


「次へすすむ」をクリック
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

スマートフォン・パソコン・携帯電話
の操作方法に関するお問い合わせ先

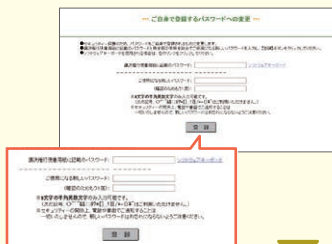
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】0120-652-031
(フリーダイヤル)
受付時間 午前9時～午後9時

2 ログインする



「議決権行使コード」*を
入力し、「ログイン」を
クリック

3 パスワードを入力



「パスワード」*を入力し、
「登録」をクリック

*「議決権行使コード」
「パスワード」は、
お手元の議決権行使書用紙の
所有株式数が印字されている
面の左下に記載されています。

議決権行使書用紙イメージ（裏）



- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによるライブ配信のご案内

ご自宅等でも株主総会の模様をご覧いただけるよう、以下のとおり株主の皆様向けにインターネットによるライブ配信をいたします。

1. 配信日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会開始30分前の午前9時30分頃より開設予定です。

2. ご視聴方法

(1) 以下URL又はQRコードからライブ配信のページにアクセスしてください。

URL <https://6952.ksoukai.jp>



(2) ログイン画面でIDとパスワードをご入力ください。

議決権行使書を投函する前に株主番号を必ずお手元にお控えください。

ID 株主番号（議決権行使書に記載された9桁の半角数字）

パスワード 郵便番号（2025年3月末時点における株主名簿にご登録されている郵便番号ハイフンを除く7桁の半角数字）

【ご参考】議決権行使書におけるIDの記載位置

議決権行使書

株主番号

株主番号（9桁の数字）

(3) 開始時間になりましたら「参加」ボタンをクリックし、ライブ配信をご視聴ください。

3. ご視聴に関する留意事項

- ・ライブ配信を通じて、会社法で定める議決権の行使、質問等はできません。議決権は、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までにインターネット等又は書面によりご行使いただきますようお願いいたします。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によってはご利用いただけない場合がございます。事前に、当日ご利用いただく端末で前頁「2. ご視聴方法（1）」に記載のURLへアクセスのうえ、視聴確認用動画が正しく再生されることをご確認ください。
- ・ライブ配信のご利用に際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。
- ・ライブ配信をご利用いただけるのは、当社株主名簿（2025年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただき、第三者へのID及びパスワードのご提供は固くお断りいたします。
- ・複数の端末から同じID（株主番号）でログインすることはできませんのでご注意ください。
- ・万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態によりご利用できない場合があるほか、状況によっては中止することがあります。あらかじめご了承ください。
- ・撮影、録画、録音、保存及びSNS等での公開はご遠慮ください。
- ・ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、ライブ配信の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。

4. ご視聴の不具合等に関するお問合せ先

サポートダイヤル 03-6833-6285

本株主総会当日6月27日（金曜日）のみ 午前9時から本株主総会終了まで

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

第1号議案 | 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様の利益を維持・拡大することを重要な経営課題と位置付けており、安定配当の維持を基本に、利益水準、財務状況、配当性向、将来の事業展開・業績見通しなどを総合的に勘案した上で、成果配分を決定しております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき22円50銭

配当総額 5,131,043,483円

なお、中間配当金として1株につき22円50銭をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき45円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

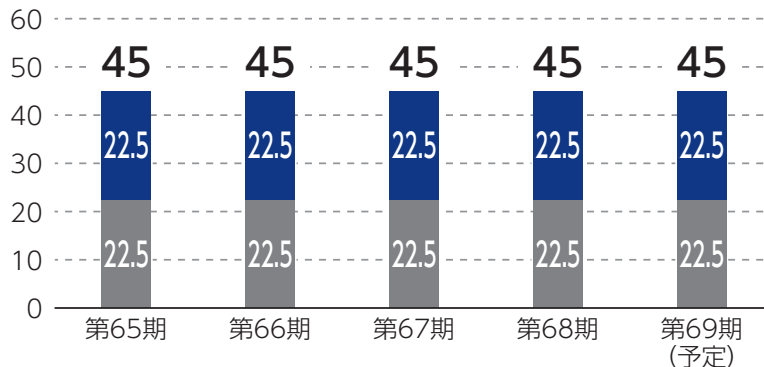
2025年6月30日

<ご参考>

配当金の推移

■ 中間 ■ 期末

(単位：円)



第2号議案 | 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の員数を現況に合わせるとともに、経営環境の変化に機動的に対応し迅速で的確な意思決定を行うため、現行定款第19条の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を18名以内から10名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第18条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 〈員数〉 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、 <u>18名以内</u> とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。	第1条～第18条（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 〈員数〉 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、 <u>10名以内</u> とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
第20条～第37条（条文省略）	第20条～第37条（現行どおり）

【第3号議案】取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営環境の変化に機動的に対応し迅速で確かな意思決定が行えるよう取締役を3名減員し、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、社外取締役を委員長とし、かつ委員の過半数を社外取締役で構成する指名委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位及び担当	属 性
1	かし お かず ひろ 檜 尾 和 宏	代表取締役 会長	再 任
2	た か の しん 高 野 晋	取締役 常務執行役員 C F O	再 任
3	た む ら せい じ 田 村 誠 治	執行役員 I R ・財務戦略担当	新 任
4	す は ら えい い ち ろ う 数 原 英 一 郎	社外取締役	再 任 社 外 独 立
5	く ら さ わ か こ 倉 澤 佳 子		新 任 社 外 独 立

再 任 再任取締役候補者

新 任 新任取締役候補者

社 外 社外取締役候補者

独 立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かし お かず ひろ
榎 尾 和 宏

(1966年1月22日生)

再任



所有する当社の株式数

923,707株

取締役会への出席状況

出席 13回／開催 13回
(100%)

当社との特別の利害関係

特になし

所有する当社の株式数
には、株式会社SMB
C信託銀行（榎尾創業
家信託口）における所
有株式数も含めた実質
保有株式数を記載して
おります。

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4 月	当社入社	2014年 5 月	同	取締役 専務執行役員 コンシューマ・システム 事業本部長
2007年 7 月	同 執行役員 経営統轄部 副統轄部長	2015年 6 月	同	代表取締役 社長
2011年 6 月	同 取締役 執行役員 D I 事業部長	2021年 4 月	同	代表取締役 社長 C E O
2013年 4 月	同 取締役 執行役員 新規事業開発本部長	2023年 4 月	同	代表取締役 会長（現任）
2013年 10月	同 取締役 執行役員 コンシューマ・システム 事業担当 兼 新規事業開発本部長			

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

榎尾和宏氏は、経営管理部門、新規事業開発部門、コンシューマ・システム事業など経営の主要な部門を歴任し、当社の発展拡大に高い貢献を積み重ねてまいりました。2015年からは代表取締役 社長として、2021年からは代表取締役 社長 C E Oとして、当社の経営を指揮し、当グループの中長期的な企業価値向上に取り組んでまいりました。さらに、2023年4月からは代表取締役 会長として、経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしており、取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

たかの
高野しの
晋

(1961年2月26日生)

再任



所有する当社の株式数

32,061株

取締役会への出席状況

出席 13回／開催 13回
(100%)

当社との特別の利害関係

特になし

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月 当社入社

2007年 11 月 同 経理部長

2009年 12 月 同 執行役員 財務統轄部長

2015年 6 月 同 取締役 執行役員
財務統轄部長2021年 4 月 同 取締役 常務執行役員
CFO (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

高野晋氏は、長年にわたり経理、財務部門を統轄し、様々な財務戦略の構築と推進を通じて当グループの経営基盤の強化に高い貢献を積み重ねてまいりました。2021年4月からは取締役常務執行役員 CFOとして、経営上の重要な意思決定を財務面から牽引し、当グループの中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうると考え、取締役候補者としていたしました。

その他取締役候補者に関する事項

高野晋氏は、本総会及び本総会終結後の取締役会での承認をもって、代表取締役 社長 CEOに就任する予定であります。

候補者番号

3

た む ら せ い じ
田村 誠治

(1965年3月3日生)

新任



所有する当社の株式数

12,610株

取締役会への出席状況

出席 一回／開催 一回
(一%)

当社との特別の利害関係

特になし

略歴、当社における地位及び担当

1988年 4 月	当社入社	2020年 6 月	同	執行役員 広報・IR 担当
2016年 2 月	同 財務統轄部 資金部 IR 担当部長	2023年 4 月	同	執行役員 IR ・財務戦略担当（現任）
2018年 6 月	同 執行役員 広報・IR 担当			
2019年 4 月	同 執行役員 広報・IR ・サステナビリティ担当			
2019年10月	同 執行役員 経営統轄部長 兼 IR 担当			

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

田村誠治氏は、長年にわたり当社財務・広報・IR・経営統轄部門に在籍し、当グループの経営戦略の策定や経営基盤の強化に取り組んでまいりました。さらに、現在は当社のIR・財務戦略担当の執行役員として、資本効率の向上に取り組んでおります。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び業務執行の監督を果たしうると考え、取締役候補者いたしました。

その他取締役候補者に関する事項

田村誠治氏は、新任の取締役候補者であります。

候補者番号

4

す は ら
数原

え い い ち ろ う
英一郎

(1948年7月19日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

出席 12回／開催 13回
(92%)

当社との特別の利害関係

特になし

略歴、当社における地位及び担当

1974年 8 月 三菱鉛筆株式会社 入社
1980年 3 月 同 取締役
1982年 3 月 同 常務取締役
1985年 3 月 同 取締役 副社長
1987年 3 月 同 代表取締役 社長
2015年 6 月 エーザイ株式会社 社外取締役
(2018年6月退任)

2019年 3 月 三菱鉛筆株式会社
代表取締役 会長 兼 社長
2020年 3 月 同 代表取締役 会長 (現任)
2020年 6 月 富士急行株式会社
社外監査役 (現任)
2023年 6 月 当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

三菱鉛筆株式会社 代表取締役 会長、富士急行株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

数原英一郎氏は、三菱鉛筆株式会社において、長年にわたり優れた経営手腕を発揮し、同社の持続的な成長と企業価値向上のために重要な役割を果たしてきました。2023年6月に当社取締役に就任して以来、取締役会では、その豊富な経験と高い見識に基づいた客観的かつ多角的な視点から、当社の経営全般についての非常に有用な発言・提言を随時行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として取締役選任プロセスの透明性及び実効性向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献しております。これらのことから、引き続き、当社の経営全般について助言と監督を行っていただくため、社外取締役候補者となりました。

その他社外取締役候補者に関する事項

1. 数原英一郎氏は社外取締役候補者であります。
2. 数原英一郎氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 数原英一郎氏は当社の社外役員の独立性判断基準（26頁）を満たしております。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏は三菱鉛筆株式会社の代表取締役 会長を務めております。同グループと当グループとの間には特別の関係はありません。
4. 当社は、数原英一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

5

くら さわ か こ
倉澤 佳子

(1963年12月29日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

出席 一回／開催 一回
(一%)

当社との特別の利害関係

特になし

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月 株式会社小松製作所入社

2009年 4 月 同 C S R室長

2019年 4 月 一般財団法人国際開発機構
(FASID) 評議員 (現任)2021年 4 月 株式会社小松製作所
サステナビリティ推進本部
副本部長 兼 C S R室長2022年 9 月 東京海上ホールディングス
株式会社
経営企画部 サステナビリティ
室 プリンシパル2023年 6 月 マックス株式会社
社外取締役 (現任)2024年 4 月 サステナビリティ・グローバ
ル人材育成コンサルタント(個
人事業主)として開業 (現任)

重要な兼職の状況

一般財団法人国際開発機構 (FASID) 評議員、マックス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

倉澤佳子氏は、株式会社小松製作所、一般財団法人国際開発機構及び東京海上ホールディングス株式会社において、長年にわたりサステナビリティ関連の業務等に携わり、グローバルな視点から持続可能な成長に向けた企業戦略の立案や実行に貢献してまいりました。その豊富な経験と高い見識に基づいた客観的かつ多角的な視点から、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献していただくことを期待しております。また、同氏には、取締役に就任いただいた際に、指名委員会及び報酬委員会の委員として取締役選任プロセスの透明性及び実効性向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献していただくことを期待しております。これらのことから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、当社の経営全般について助言と監督を行っていただくため、新たに社外取締役候補者といたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

1. 倉澤佳子氏の戸籍上の氏名は、黒田佳子であります。
2. 倉澤佳子氏は新任の取締役候補者であります。
3. 倉澤佳子氏は社外取締役候補者であります。
4. 倉澤佳子氏は当社の社外役員の独立性判断基準（26頁）を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。同氏は、一般財団法人国際開発機構の評議員を務めておりますが同機構と当グループの間には特別の関係はありません。
5. 当社は、倉澤佳子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

[取締役候補者全員に関する特記事項]

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことで発生する損害賠償金、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。本議案でお諮りする取締役候補者の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位及び担当	属 性
1	あ べ ひろ とも 阿 部 博 友	社外取締役（監査等委員）	再 任 社 外 独 立
2	は ら なつ よ 原 夏 代		新 任 社 外 独 立
3	や ま ぐ ち あ き ひ こ 山 口 昭 彦	取締役（常勤監査等委員）	再 任

再 任	再任取締役候補者	新 任	新任取締役候補者
社 外	社外取締役候補者	独 立	東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

あ べ ひ ろ と も
阿 部 博 友

(1957年11月1日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

出席 13回／開催 13回
(100%)

監査等委員会への出席状況

出席 14回／開催 14回
(100%)

当社との特別の利害関係

特になし

略歴、当社における地位及び担当

1980年 4 月	三井物産株式会社入社	2009年 4 月	明治学院大学法学部 教授 (2011年3月退任)
1988年 9 月	ブラジル三井物産株式会社 Manager of Legal Department	2011年 4 月	一橋大学大学院法学研究科 教授
1992年 4 月	米国三井物産株式会社 Assistant General Manager of Legal Department	2019年 6 月	当社 社外取締役（監査等委 員）（現任）
2002年 10月	欧州三井物産株式会社 General Manager of Legal Department	2021年 4 月	一橋大学 名誉教授（現任）
2005年 5 月	三井物産株式会社 欧州・アフ リカ・中東本部 General Counsel & Chief Compliance Officer (2009年3月退社)	2021年 4 月	名古屋商科大学ビジネススク ール 教授（現任）
		2022年 3 月	株式会社アウトソーシング 社 外取締役（監査等委員）（現 任）

重要な兼職の状況

名古屋商科大学ビジネススクール 教授、株式会社アウトソーシング 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

阿部博友氏は、総合商社においての豊富な海外勤務経験や、大学院における法律分野に関する研究及び教授職等の経験に基づく専門的な知識を有しております。これらの専門的見地から、当社の経営全般について活発に発言を行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、報酬委員会の委員長及び指名委員会の委員として、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論、取締役選任プロセスの透明性及び実効性向上に向けた議論においても貢献しております。これらのことから、当社の社外取締役として引き続き公正中立な第三者的立場から当社の経営全般について監査・監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

1. 阿部博友氏は社外取締役候補者であります。
2. 阿部博友氏は、2022年3月から株式会社アウトソーシングの社外取締役を務めておりますが、同社は、2023年11月に同社および同社の連結子会社5社における雇用調整助成金の支給申請手続き等に係る疑義に関する外部調査委員会の調査報告書を開示しました。本調査報告書によって、同社および同社の連結子会社5社において、雇用調整助成金の不正受給が明らかとなり、過年度の有価証券報告書等、および決算短信等を訂正するに至っております。本事案は同氏の社外取締役就任前に端緒をなすものであり、同氏は当該事実の判明時までこれを認識しておりませんでした。2022年3月の社外取締役就任以来、内部通報制度の整備およびコンプライアンスの強化など内部統制の強化に努めるとともに、当該事実の判明後は、外部調査委員会における不正調査の報告を受けた再発防止策の策定に積極的に関与したほか、2023年11月には健全な企業文化の再構築と内部統制強化を目的とするガバナンス委員会委員長に就任し、改善報告書を同社の取締役会に報告しており、社外取締役としての職責を果たしております。
3. 阿部博友氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏は2025年6月にいすゞ自動車株式会社 社外取締役（監査等委員）に就任予定であります。
4. 阿部博友氏は当社の社外役員の独立性判断基準（26頁）を満たしております。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏は名古屋商科大学ビジネススクールの教授であります。同大学と当グループとの間には特別の関係はありません。
5. 当社は、阿部博友氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

は
原

な
夏
よ
代

(1966年7月6日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

出席 一回／開催 一回
(一%)

監査等委員会への出席状況

出席 一回／開催 一回
(一%)

当社との特別の利害関係

特になし

略歴、当社における地位及び担当

1989年 4 月	株式会社埼玉銀行（現 株式会社埼玉りそな銀行）入行	2019年 6 月	デロイト トーマツ グループ D&I リーダー
1995年 10 月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2019年 7 月	有限責任監査法人トーマツ（デロイト トーマツ グループ） パートナー（2025年5月退任予定）
2000年 4 月	公認会計士登録	2020年 4 月	デロイト アジアパシフィック リミテッド 監査保証業務 タレントリーダー（2025年5月退任予定）
2018年 7 月	デロイト トーマツ グループ 及び 有限責任監査法人トーマツ ボード議長室長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

原夏代氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識と豊富な監査経験を有しております。これらの専門的見地から、当社の経営全般について活発に発言を行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献していただくことを期待しております。また、同氏には、監査等委員である取締役に就任いただいた際に、指名委員会及び報酬委員会の委員として、取締役選任プロセスの透明性及び実効性向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献していただくことを期待しております。これらのことから、当社の社外取締役として公正中立な第三者的立場から当社の経営全般について監査・監督を行っていただけのものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

1. 原夏代氏は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 原夏代氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は2025年6月にライフネット生命保険株式会社 社外取締役（監査等委員）、株式会社タカラトミー 社外監査役に就任予定であり、原夏代公認会計士事務所を設立予定、並びに税理士に登録予定であります。
3. 原夏代氏は当社の社外役員の独立性判断基準（26頁）を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、原夏代氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

3

やまぐち あきひこ
山口 昭彦

(1961年1月28日生)

再任



所有する当社の株式数

3,000株

取締役会への出席状況

出席 13回／開催 13回
(100%)

監査等委員会への出席状況

出席 14回／開催 14回
(100%)

当社との特別の利害関係

特になし

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4 月	当社入社	2019年 10 月	同 営業本部 B P R企画推進 部長
2011年 4 月	同 営業本部 営業管理部長	2021年 6 月	同 取締役（常勤監査等 委員）（現任）
2012年 4 月	同 営業本部 営業企画管理部 長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

監査等委員である取締役候補者とした理由

山口昭彦氏は、当社入社以来、営業管理業務に長年携わりながら、グループ会社を中心とした内部統制や全社の経営改革プロジェクトに取り組んだ経験を活かして、監査等委員である取締役として経営基盤の強化に努めております。これらの豊富な経験と実績に基づき、経営全般の重要事項について適切な監査・監督機能を果たしうると考え、監査等委員である取締役候補者いたしました。

その他取締役候補者に関する事項

当社は、山口昭彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

[監査等委員である取締役候補者全員に関する特記事項]

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことで発生する損害賠償金、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。本議案でお諮りする監査等委員である取締役候補者のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

【第5号議案】 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年6月27日開催の第68回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました伊集院邦光氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者

い じゅう いん く に み つ
伊集院 邦光 (1964年1月25日生)

補欠の監査等委員である
社外取締役候補者



所有する当社の株式数

0株

当社との特別の利害関係

特になし

略歴

1987年10月	サンワ・等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人 トーマツ) 入所	2011年 7月	有限責任監査法人トーマツ パートナー (2020年7月退所)
1991年 3月	公認会計士登録	2020年 7月	伊集院邦光公認会計士事務所 公認会計士 (現任)
2000年 7月	デロイト北京事務所 華北地区統括	2023年 1月	株式会社シュゼット・ホール ディングス 入社
2006年 7月	監査法人トーマツ (現 有限 責任監査法人トーマツ) パートナー 兼 本部中国室長	2023年 2月	同 経理・情報システム部長 (2024年1月退社)

重要な兼職の状況

伊集院邦光公認会計士事務所 公認会計士

補欠の監査等委員である社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

伊集院邦光氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識と豊富な監査経験を有しております。また、中国関連の企業支援業務に係る長年の経験を有しております。これらの専門的見地から、当社の経営全般について活発に発言を行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献していただくことを期待しております。また、同氏には、監査等委員である取締役に就任いただいた際に、指名委員会及び報酬委員会の委員として、取締役選任プロセスの透明性及び実効性向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献していただくことを期待しております。これらのことから、当社の社外取締役として公正中立な第三者の立場から当社の経営全般について監査・監督を行っていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

その他補欠の社外取締役候補者に関する事項

1. 伊集院邦光氏は補欠の社外取締役候補者であります。
2. 伊集院邦光氏は当社の社外役員の独立性判断基準（26頁）を満たしております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。同氏は伊集院邦光公認会計士事務所の業務執行者であります。同事務所と当グループとの間には特別の関係はありません。また、同氏は株式会社シュゼット・ホールディングスの経理・情報システム部長でありましたが、同社と当グループとの間には特別の関係はありません。
3. 当社は、伊集院邦光氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

[補欠の監査等委員である取締役候補者に関する特記事項]

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことで発生する損害賠償金、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。伊集院邦光氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

＜ご参考1＞社外役員の独立性判断基準について

当社では、社外役員の独立性について、以下の事項に該当しない場合に独立性を有すると判断しております。

1. 会社法で定める社外取締役、社外監査役の資格要件を満たさない者
2. 当社及びグループ会社の主要な取引先もしくはその業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員等の重要な使用人。以下同）
3. 当社及びグループ会社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者
4. 当社の主要株主である者もしくはその業務執行者
5. 当社及びグループ会社が主要株主となる会社の業務執行者
6. 当社及びグループ会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に所属する者
7. 当社及びグループ会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者（役員、重要な使用人。以下同）をいう）
8. 当社及びグループ会社から多額の寄付金を受領している団体等に所属する者
9. 当社及びグループ会社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
10. 就任前3年間に於いて上記2から9に該当していた者
11. 上記2から10のいずれかに該当する者の親族（本人の配偶者、二親等内の親族）

<ご参考2>取締役会の構成

第3号議案及び第4号議案を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏名	総会後の地位 及び担当(予定)	性別	指名 委員会 (予定)	報酬 委員会 (予定)	専門性及び経験（スキル・マトリックス）								
					企業 経営	グロー バル	財務・ 会計	ガバ ナ ンス・リ スク・マ ネジメ ント	イノ ベ ーション・ マーケ ティ ング	技術・ 研究 開発	人材 開発	サステナ ビリティ・ ESG	
取締役	樫尾 和宏	取締役 会長	男性	●	●	●	●		●	●	●		
	高野 晋	代表取締役 社長 CEO	男性	●	●	●	●	●	●				
	田村 誠治	取締役 執行役員	男性					●	●				●
	数原 英一郎	社外取締役	男性	●	●	●	●		●	●	●		
	倉澤 佳子	社外取締役	女性	●	●				●			●	●
監査等委員	阿部 博友	社外取締役 (監査等委員) 監査等委員会委員長	男性	● 委員長	●		●		●				●
	原 夏代	社外取締役 (監査等委員)	女性	●	● 委員長		●	●	●				
	山口 昭彦	取締役 (常勤監査等委員)	男性				●		●				

上記一覧は各氏の有する全ての専門性、経験を示すものではありません。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

<全般概況>

当期における国内外の経済環境は、北米は堅調に推移し、欧州はゆるやかな回復傾向にありました。また、中国では景気減速が続くなど、地域ごとの濃淡はありましたが、全体としては底堅く推移しました。一方で、中東情勢の緊迫化や各国の経済政策の転換による影響等もあり、先行き不透明な状況が継続しました。

このような環境のもと、当グループは中期事業計画3ヶ年の前半を「収益基盤強化期」と位置付けており、2年目である当期は、「市場に新たな価値軸を創造し、唯一無二のブランドに育て上げる」という思いを根底に、企業価値の向上を図る上で、まずは事業構造的な課題を解決することが最優先であると判断し、その課題解決のために、事業ポートフォリオの整理、人員構造の適正化、組織風土改革を実行してまいりました。

事業ポートフォリオの整理としては、不採算事業の構造改革を実行し、全社リソースを時計及びコンシューマ事業に集中できるポートフォリオを整備いたしました。人員構造の適正化としては、ポートフォリオの整理とともに筋肉質な事業構造へ転換を図り、組織風土改革としては、パーパス／バリューズを制定し、求める社員像の実現を進めてまいりました。

当期の当グループ業績は、増収増益を目指したものの、2024年10月に当社のサーバーがランサムウェア攻撃を受けたことにより、当社及び当社の関係会社の重要なシステムが一部使用できなくなり、部品の調達、生産、出荷等がシステムの復旧まで一定期間停止したことで、事業活動に影響が生じました。

これらの結果、当期の売上高は2,617億円、営業利益は142億円、経常利益は141億円、親会社株主に帰属する当期純利益は80億円、1株当たり当期純利益（EPS）は35円22銭となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
2,617億円 (前期比 2.6%減)	142億円 (前期比 0.2%増)	141億円 (前期比 21.1%減)	80億円 (前期比 32.3%減)

<セグメント別概況>

時計 セグメント

売上高

1,661 億円
(前期比0.5%減)

営業利益

202億円

当セグメントは、減収となりましたが、中国を除く地域は増収となり、「G-SHOCK」の中高価格帯は順調に推移しました。

コンシューマ セグメント

売上高

820 億円
(前期比2.9%減)

営業利益

21億円

EdTech(教育)は、関数電卓が各国における新学期需要をとらえ、特に欧州は堅調でしたが、一部の新興国で通貨安の影響を受け、減収となりました。
サウンド(楽器)は、流通在庫は解消されつつある一方、市況の厳しさが続き、減収となりました。

システム セグメント

売上高

63 億円
(前期比11.9%減)

営業利益

△3 億円

当セグメントは、事業の見直しを進める過程で、減収となりました。

その他 セグメント

売上高

71 億円
(前期比28.5%減)

営業利益

△16億円

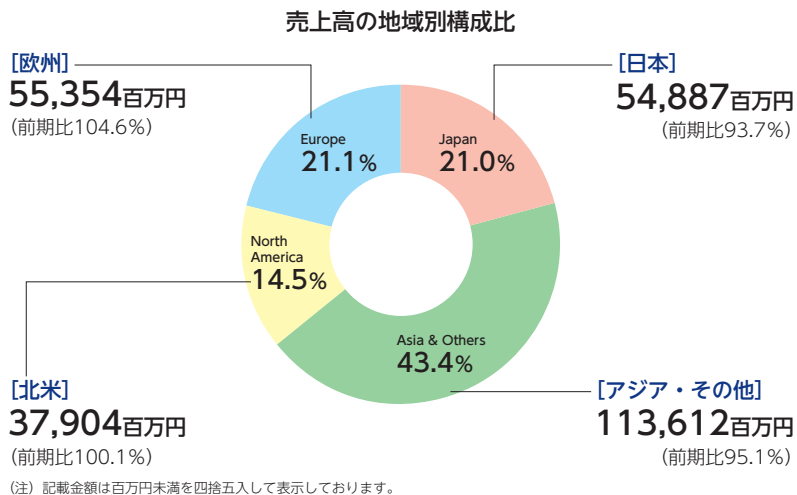
当セグメントは、成形部品、金型などグループ会社の独自事業、非継続事業等でありま

<人的資本経営への取り組み> 「健康経営銘柄2025」に初認定

当社は組織や従業員のパフォーマンスを最大化し、企業価値向上につながる人的資本経営について取り組んでおります。企業成長の源泉である個々の従業員が力を最大限発揮するため、健康維持増進を目的とし、健康づくりに関する「CASIO健康基本方針」を定め、全社一丸となって健康経営に取り組んでいます。人事部を中心に関係部署と連携し幅広い取り組みを進めており、2025年3月に経済産業省と東京証券取引所が共同で選定する『健康経営銘柄』※に初めて認定されました。また、経済産業省と日本健康会議が共同で実施する「健康経営優良法人」において、大規模法人部門の『ホワイト500』に2年連続で認定されています。引き続き、従業員が健康で最大限の力を発揮できる環境づくりに努めてまいります。

※『健康経営銘柄』は、『ホワイト500』に選定された企業の中から、従業員の健康管理を経営的視点で考え、戦略的に取り組む特に優れた上場企業約50社のみが選定されるものです。2024年度は3,869法人中29業種53社が選定されています。

売上高の地域別構成比は次のとおりであります。



(2) 設備投資の状況

当期における設備投資につきましては、新製品対応及び生産能力増強のための生産設備を中心に、技術研究開発の投資を含め、当グループ全体で総額43億円の投資を行いました。セグメント別の内訳は、時計29億円、コンシューマ10億円、システム0.3億円、その他2億円であります。

(3) 資金調達の状況

当期における資金調達につきましては、キャピタルアロケーション方針に則った施策の進捗及び資金調達コストの上昇を踏まえ、151億円の返済に対し75億円の資金調達を行った結果、有利子負債残高は前期末比74億円減少し、423億円となりました。

(4) 対処すべき課題

当グループは経営理念「創造 貢献」を軸に2030年に向け企業価値を最大化するための基本方針を策定し推進しております。これまで成長の推進力となってきた“新たな価値軸の創造”、経営課題と位置付ける“コアブランドの育成・確立”など価値創造を推進する「コア戦略」と、人材や組織・事業体制などを強化する「基盤戦略」を推進していくことで、カシオらしさを発揮しながら一つひとつ課題を克服し持続的な成長を目指しております。

①収益基盤強化とイノベーション創造

当グループは2024年3月期から2026年3月期までの3ヶ年中期経営計画を推進しており、前半を「収益基盤強化期」と位置付け抜本的な構造改革と筋肉質な基盤づくりに注力してまいりました。2026年3月期は成長軌道への転換を目指す「変革・イノベーション創造期」と位置付け、コア事業の再成長と既存アセットを活用した新規事業の創出、成長戦略の実行力を高める経営基盤の強化に取り組んでまいります。

- 1) 時計事業 …………… 「G-SHOCK」は、メタルラインを中心とした中・高価格帯カテゴリの拡大と、ブランドマーケティングの強化を継続するとともに、新デザインカテゴリーの創出により収益力の向上を図ってまいります。また、直営店・直販ECビジネスの拡大を推進してまいります。
- 2) EdTech(教育)事業 …… 関数電卓は、ユーザー体験を高めるべく、ソフト及びハード両面からの商品開発及び学販活動(需要創造)強化による新規ユーザー獲得により、着実な事業収益力の強化に注力してまいります。
- 3) サウンド(楽器)事業 …… 構造改革の着実な推進により事業体質強化を行い、高付加価値ジャンルのブランド認知拡大継続による収益性強化を図ってまいります。
- 4) 新規事業 …………… 技術等の保有資産を活用して、今後の成長市場における戦略的な新事業領域の設定と新事業創出に向けた取り組みを強化してまいります。

事業構造の立て直しにより収益基盤強化を図り、より成長性の高いコア事業、ネクストコア領域へ成長投資していく「変革・イノベーション創造期」へと繋げることで持続的な成長を目指してまいります。

②資本収益性・資本効率性を意識した経営

当グループは、キャピタルアロケーション方針に基づき、バランスシートの効率化によりフリー・キャッシュ・フローの創造に努めるとともに、財務安全性を確保しながら手元資金を有効活用し、コア事業への成長投資及びアライアンス等の戦略投資を促進することで、中長期的な成長とROEの持続的な向上を図ってまいります。また、資本コストを意識した事業活動の推進及び株主還元強化により資本効率性の改善を図ることで、引き続き企業価値の向上を目指してまいります。

③事業を通じたサステナブルな社会への貢献

当グループにとってのサステナビリティとは、「創造 貢献」という経営理念のもと、企業活動を通じて当グループと社会の持続的成長を目指すことと考えております。当グループが提供する多くの製品・サービスは一般消費者向けであり、当グループが持つ技術と創造力をもって、お使いいただく方たちにとって日々の暮らしをより豊かにするとともに、地球環境保全にも貢献することが使命であり、重要であると考えております。

時計事業においては、再生可能な有機資源由来の物質を原料とするバイオマスプラスチックを使用しても過酷な環境下で強度・耐久性を保持する「G-SHOCK」を開発・設計・製造し、販売しております。また、当グループは地球全体の大きな環境問題である「脱炭素社会の実現」を推進しています。国内外の主要拠点での再生可能エネルギーへの切り替えを推し進め、脱炭素2050年実質ゼロに向けたエネルギー戦略を実践しています。さらに、組織や社員のパフォーマンスを最大化し、企業価値向上につながる人的資本経営を強化するなど、マテリアリティの見直しを実施し、企業成長と社会発展の両軸を重視したサステナビリティ経営を引き続き強化してまいります。

④コーポレート・ガバナンス機能の強化・充実

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、迅速な意思決定や適切な業務執行とともに、経営監視機能の強化を重要課題と位置付けております。取締役会の実効性をさらに高めコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、2025年6月開催の定時株主総会後における取締役会の体制について、社外取締役比率は50%、女性取締役比率は25%といたします。当グループは企業価値の向上と持続的な成長を実現できる強固な経営基盤を形成するべくコーポレート・ガバナンス機能の強化・充実を推進するとともに、引き続き健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成にも努めてまいります。

2024年10月に当社のサーバーがランサムウェア攻撃を受けたことにより、個人情報を含む当社の内部資料に関するデータの一部が流出していることが確認されたほか、当社及び当社の関係会社の重要なシステムが一部使用できなくなったことにより部品の調達、生産、出荷等が一部停止し事業活動に影響が生じました。

当グループではこのような事態が発生したことを厳粛に受け止め、セキュリティの専門家の支援、監修のもと、海外拠点を含むグループ全体のITセキュリティの強化を継続的に実施するとともに、情報管理体制の見直しを行い、ルール徹底のために社内教育を強化することにより再発防止に努めております。

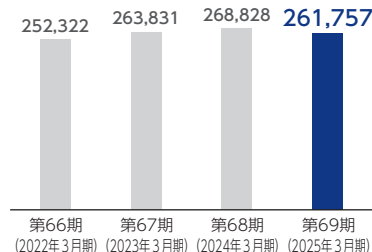
当社の経営理念である「創造 貢献」という考え方は、当社独自の強みを最大限に活かし、時代の変化に合わせて常に新しい文化を創造することで、世の中の役に立ち続ける、ということを意味しています。当グループは、この貢献のための創造を通じて、人々の暮らしの中に溶け込み、必要としてくれる人にとって最も大切な存在となるような、新しい価値を生み出し続ける企業を目指しています。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

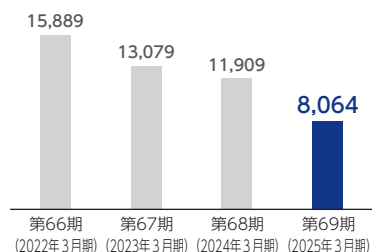
売上高

(単位：百万円)



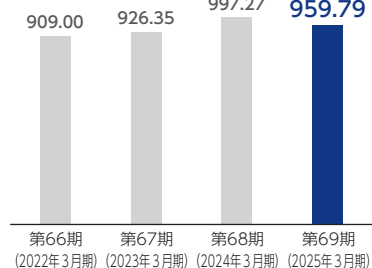
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



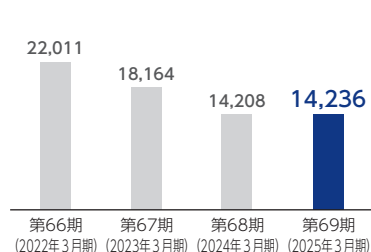
1株当たり純資産額

(単位：円)



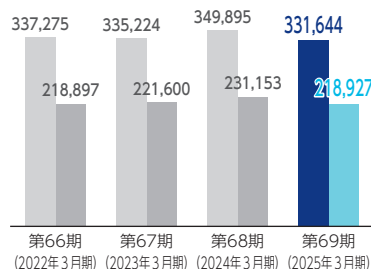
営業利益

(単位：百万円)



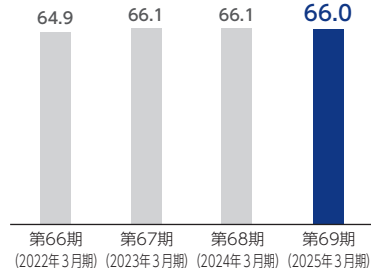
総資産／純資産

(単位：百万円)



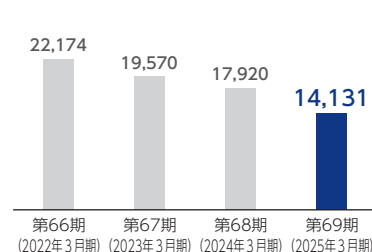
自己資本比率

(単位：%)



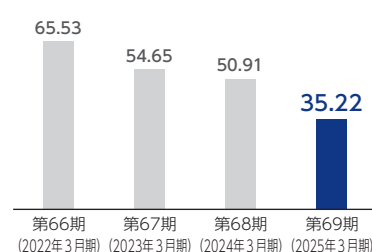
経常利益

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



区分		第66期 (2022年3月期)	第67期 (2023年3月期)	第68期 (2024年3月期)	第69期（当期） (2025年3月期)
売上高	(百万円)	252,322	263,831	268,828	261,757
営業利益	(百万円)	22,011	18,164	14,208	14,236
経常利益	(百万円)	22,174	19,570	17,920	14,131
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	15,889	13,079	11,909	8,064
1株当たり当期純利益	(円)	65.53	54.65	50.91	35.22
総資産	(百万円)	337,275	335,224	349,895	331,644
純資産	(百万円)	218,897	221,600	231,153	218,927
1株当たり純資産額	(円)	909.00	926.35	997.27	959.79
自己資本比率	(%)	64.9	66.1	66.1	66.0

(注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
山形カシオ株式会社	1,500百万円	100.0	電子時計・電卓・システム機器・部品等の製造
Casio America, Inc.	80,000千米ドル	100.0	当社製品の販売
Casio Europe GmbH	20,440千ユーロ	100.0	当社製品の販売
Casio Computer (Hong Kong) Ltd.	73,000千香港ドル	100.0	電子時計・電卓・電子楽器等の製造
カシオ電子（深圳）有限公司	5,981千米ドル	100.0	電子時計の設計・製造
カシオ（中国）貿易有限公司	8,800千米ドル	100.0	当社製品の販売
カシオ電子科技（中山）有限公司	9,000千米ドル	100.0	電子辞書・電卓・電子楽器等の製造
カシオ電子（韶関）有限公司	20,000千米ドル	100.0	電子時計の製造
Casio Singapore Pte., Ltd.	30,000千シンガポールドル	100.0	当社製品の販売
Casio (Thailand) Co., Ltd.	1,020,000千バーツ	100.0	電子時計・電卓の製造

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当グループは、時計、コンシューマ、システム、その他の分野において、開発・生産から販売・サービスにわたる事業を営んでおります。

主要な製品は次のとおりです。

セグメント	製品名
時 計	ウォッチ、クロック 等
コンシューマ	電子辞書、電卓、電子文具、電子楽器 等
シ ス テ ム	H Rソリューション、経営支援システム 等
そ の 他	成形部品、金型、非継続事業 等

(注) 1. 当期より、「システム」の事業分野、収益構造の変化に対応した業績管理区分の一部見直しを行い、従来「システム」に含めていたハンディターミナル、電子レジスターの事業は「その他」に含めております。

2. 「システム」につきましては、2025年2月25日開催の当社取締役会において、2025年6月1日付（予定）にて当社の連結子会社であり、H Rソリューション事業を運営するカシオヒューマンシステムズ株式会社に、当社が有する経営支援システム事業に係る権利義務を吸収分割の方法で承継させた上で、株式会社CSホールディングスに同社の株式の全てを譲渡することを決定しております。

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区本町一丁目6番2号
羽村技術センター	東京都羽村市栄町三丁目2番1号

② 重要な子会社

名称	所在地	名称	所在地
山形カシオ株式会社	山形県東根市	カシオ（中国）貿易有限公司	中国 上海市
Casio America, Inc.	New Jersey U.S.A.	カシオ電子科技（中山）有限公司	中国広東省 中山市
Casio Europe GmbH	Norderstedt Germany	カシオ電子（韶関）有限公司	中国広東省 韶関市
Casio Computer (Hong Kong) Ltd.	Hong Kong	Casio Singapore Pte., Ltd.	Singapore
カシオ電子（深圳）有限公司	中国広東省 深圳市	Casio (Thailand) Co., Ltd.	Nakhonratchasima Thailand

(9) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)
8,801	減 793

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（臨時従業員を除く）を記載しております。
2. 前期末に比べ使用人数が793名減少しておりますが、主として構造改革の一環としてのグローバルの人員最適化の実施によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
2,200	減 280	44.9	15.9

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（臨時従業員を除く）を記載しております。
2. 前期末に比べ使用人数が280名減少しておりますが、主として構造改革の一環としてのグローバルの人員最適化の実施によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	24,000
三井住友信託銀行株式会社	8,000
日本生命保険相互会社	5,000
株式会社三菱UFJ銀行	4,000

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 471,693,000株
- (2) 発行済株式の総数 237,720,914株
- (3) 株主数 40,921名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	43,921	19.26
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	21,488	9.42
日本生命保険相互会社	12,985	5.69
株式会社S M B C信託銀行 （株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	7,894	3.46
株式会社S M B C信託銀行（樫尾創業家信託口）	6,672	2.93
株式会社日本カストディ銀行 （三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	5,470	2.40
株式会社三菱UFJ銀行	4,097	1.80
株式会社三井住友銀行	3,679	1.61
樫尾隆司	3,611	1.58
公益財団法人カシオ科学振興財団	3,350	1.47

- (注) 1. 当社は自己株式を9,675,537株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、当該株式数は株主名簿上の数であり、実質的な保有株式数は9,674,537株です。
2. 持株比率は自己株式（9,675,537株）を控除して計算しております。
3. 株式会社S M B C信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）の持株数7,894千株は、株式会社三井住友銀行が議決権行使の指図権を留保しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	36,202株	5名

（注） 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告41頁「4 会社役員に関する事項 (2)取締役の報酬等 ①当事業年度に係る報酬等の総額」に記載しております。

2. 監査等委員である取締役及び社外取締役は交付対象外です。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2024年5月14日付取締役会の決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

- 1) 取得した株式の種類及び数：当社普通株式3,800千株
- 2) 取得価額の総額：4,518百万円
- 3) 取得した期間：2024年5月15日から2024年7月31日

② 自己株式の消却

2024年5月14日付取締役会の決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

- 1) 消却した株式の種類及び数：当社普通株式3,800千株
- 2) 自己株式消却額：4,982百万円
- 3) 消却後の発行済株式の総数：237,720,914株
- 4) 消却した日：2024年8月30日

3 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	榎 尾 和 宏	
代表取締役 社長	増 田 裕 一	C E O
取締役 常務執行役員	高 野 晋	C F O
取締役 常務執行役員	榎 尾 哲 雄	C S 本部長
取締役 執行役員	山 岸 俊 之	コーポレートガバナンス戦略担当
取締役	尾 崎 元 規	
取締役	数 原 英一郎	三菱鉛筆株式会社 代表取締役 会長、富士急行株式会社 社外監査役
取締役	廣 田 康 人	株式会社アシックス 代表取締役会長 C E O
取締役 (監査等委員)	阿 部 博 友	名古屋商科大学ビジネススクール 教授、株式会社アウトソーシング 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	千 葉 通 子	千葉公認会計士事務所 公認会計士、株式会社 N T T ドコモ 社外取締役 (監査等委員)、株式会社ニコン 社外取締役 (監査等委員)、三井不動産株式会社 社外監査役
取締役 (常勤監査等委員)	山 口 昭 彦	

- (注) 1. 取締役 廣田康人氏は、2024年6月27日開催の第68回定時株主総会で新たに選任された取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために山口昭彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 (監査等委員) 阿部博友氏は、大学院における法律・経営分野に関する研究及び教授職等の経験を通じて、法律・経営分野に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 千葉通子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 (常勤監査等委員) 山口昭彦氏は、当社入社以来、営業管理業務に長年携わりながら、グループ会社を中心とした内部統制や全社の経営改革プロジェクトの経験を有しております。
6. 取締役 数原英一郎氏の兼職先である三菱鉛筆株式会社及び富士急行株式会社と当グループとの間には特別の関係はありません。
7. 当社は、取締役 廣田康人氏の兼職先である株式会社アシックスの株式を保有しておりましたが、本株式については、2024年5月までに売却を完了しております。同社と当グループの間には取引関係がありますが、直近の事業年度における取引額は、当グループの連結売上高の1%未満であり、特別の関係を生じさせる重要性はありません。
8. 取締役 (監査等委員) 阿部博友氏の兼職先である名古屋商科大学及び株式会社アウトソーシングと当グループの間には特別の関係はありません。
9. 取締役 (監査等委員) 千葉通子氏の兼職先である千葉公認会計士事務所と当グループの間には特別の関係はありません。また、同氏の兼職先である株式会社 N T T ドコモと当グループの間には取引関係がありますが、直近の事業年度における取引額は、当グループの連結売上高の1%未満であり、特別の関係を生じさせる重要性はありません。同氏の兼職先である株式会社ニコンと当グループの間には特別の関係はありません。また、各氏は東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
10. 取締役 尾崎元規、数原英一郎及び廣田康人の各氏並びに取締役 (監査等委員) 阿部博友及び千葉通子の各氏は、会社法に定める社外取締役であります。
11. 当社は、取締役 尾崎元規、数原英一郎及び廣田康人の各氏並びに取締役 (監査等委員) 阿部博友、千葉通子及び山口昭彦の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を

- 限度とする旨の責任限定契約を締結しております。
12. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員、管理職従業員及び子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員であります。なお、保険料は会社負担としており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことで発生する損害賠償金、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる争訟費用等の損害が補填されることとなります。
13. 取締役（監査等委員） 千葉通子氏は、2024年6月27日付で三井不動産株式会社の社外監査役に就任いたしました。

（ご参考）2025年4月1日現在の上記の取締役兼務者以外の執行役員の氏名及び担当業務は次のとおりです。

樫 尾 隆 司	専務執行役員	ブランドコミュニケーション本部長
河 合 哲 哉	常務執行役員	開発本部長
小 野 哲 郎	常務執行役員	営業本部長
篠 田 豊 可	執行役員	環境戦略・次世代環境構築担当
稲 田 能 之	執行役員	物流部長
田 村 誠 治	執行役員	I R・財務戦略担当
鳴 瀧 康 正	執行役員	経営統轄部長
田 中 徹	執行役員	カシオ中国 董事長
山 下 和 之	執行役員	カシオヨーロッパGmb H 社長
藤 井 茂 樹	執行役員	カシオヒューマンシステムズ 社長 兼 SMBソリューション担当
福 士 卓	執行役員	生産担当
高 橋 央	執行役員	時計BU 事業部長
川 合 義 宣	執行役員	営業本部 国内営業統轄部長
小 林 康 裕	執行役員	C H R O

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
			賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	250 (33)	159 (33)	47 (－)	43 (－)	8 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	36 (21)	36 (21)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計	287	196	47	43	11

- （注） 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬としての賞与については、業績伸長、企業価値・株主価値向上、社会の持続的成長に向けた取り組み強化を図るための経営努力の結果を基礎に評価・決定しています。具体的には、財務目標（評価指標は連結決算における営業利益・売上高・ROE）、非財務目標（サステナビリティ指標）の達成度、各指標の前事業年度実績との比較及び相対的なTSR（株主総利回り）を評価の上、決定しています。なお、当事業年度の役員報酬の評価指標とした連結決算における売上高は目標2,620億円に対し実績2,617億円、営業利益は目標140億円に対し実績142億円、ROEは親会社株主に帰属する当期純利益目標80億円ベースのROE 3.6%に対し実績3.6%でした。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬としての株式報酬については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、譲渡制限付株式報酬を導入しています。この個人別付与株数は個人別の報酬年額の一定比率相当額を株価^(※)で除した数としています。なお、取締役退任まで譲渡制限を付しています。（※）発行決議取締役会の前日終値

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2024年6月27日開催の第68回定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役分年額5千万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名（うち社外取締役3名）です。監査等委員である取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の第63回定時株主総会において、年額7千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。また、譲渡制限付株式報酬については、2019年6月27日開催の第63回定時株主総会において、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対して、上記取締役報酬額の枠内で年額1億円以内（普通株式総数は年80,000株以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成するよう報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して決定方針を決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同じ）の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるべく、以下の2点を基本方針とする。

- ・外部人材の登用を見据えた市場競争力のある報酬水準であること
- ・健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブとなること

報酬水準は、市場ベンチマークを参照したうえで、職務毎の役割期待に応じて設定する。

社外取締役以外の取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬である賞与及び株式報酬にて構成し、社外取締役の報酬については、その職務に鑑み固定報酬のみとする。

報酬の構成割合は、業績連動報酬をより重視し、固定報酬を60%・業績連動報酬を40%とする（業績連動報酬40%の内訳は、賞与25%（財務・非財務指標連動15%・TSR連動10%）・株式報酬15%）。ただし、個別の役割により比率調整をする場合がある。

報酬の支払時期は、毎年7月～翌6月を報酬年額の支給対象期間とし、固定報酬は月額を毎月支給する。賞与は12月及び6月に支給し、株式報酬は7月に一括付与とする。

ウ．当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬決定にあたり、報酬委員会の答申に基づき報酬委員会委員である取締役と協議し決定しているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

社外取締役を委員長とする報酬委員会は、取締役の報酬について、取締役会の諮問に応じ報酬制度及び報酬水準等を審議し、取締役会に答申しております。取締役会は報酬委員会の答申に基づき、株主総会で決議された報酬枠内かつ報酬の決定方針に則り個人別の報酬を決定する旨を、代表取締役会長 榎尾和宏氏及び代表取締役社長 増田裕一氏に委任しております。代表取締役会長及び代表取締役社長は、経営の監督と執行の双方の視点に基づき、報酬委員会委員である取締役と協議の上、報酬委員会の答申に基づき、個人別の報酬を決定しております。個人別の報酬決定を代表取締役会長及び代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役会長及び代表取締役社長が最も適しているからであります。

(3) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況及び社外取締役の期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 尾 崎 元 規	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、長年にわたり大手企業の経営者を務めた豊富な経験と高い見識に基づいた客観的かつ多角的な視点から、当社の経営全般についての非常に有用な発言・提言を随時行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員として、取締役選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献しております。
取締役 数 原 英 一 郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、12回に出席し、長年にわたり大手企業の経営者を務めた豊富な経験と高い見識に基づいた客観的かつ多角的な視点から、当社の経営全般についての非常に有用な発言・提言を随時行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、取締役選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献しております。
取締役 廣 田 康 人	取締役に就任した2024年6月27日以降開催された取締役会9回の全てに出席し、長年にわたり大手企業の経営者を務めた豊富な経験と高い見識に基づいた客観的かつ多角的な視点から、当社の経営全般についての非常に有用な発言・提言を随時行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、取締役選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献しております。
取締役（監査等委員） 阿 部 博 友	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、総合商社における豊富な海外勤務経験や、大学院における法律・経営分野に関する研究及び教授職等の経験に基づく専門的見地から、当社の経営全般について活発に発言を行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、指名委員会の委員及び報酬委員会の委員長として、取締役選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献しております。なお、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席し、その委員長を務めるとともに、監査結果についての意見交換等、専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 千 葉 通 子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地や豊富な監査経験から、当社の経営全般について活発に発言を行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、取締役選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献しております。なお、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	124
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	147

(注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるサステナビリティ報告に関するアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

4. 監査等委員会は、会計監査人及び社内関係部署から収集した情報等に基づき、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の重要な子会社の計算関係書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、Casio America, Inc.、Casio Europe GmbH、Casio Computer (Hong Kong) Ltd.、カシオ電子（深圳）有限公司、カシオ（中国）貿易有限公司、カシオ電子科技（中山）有限公司、カシオ電子（韶関）有限公司、Casio Singapore Pte., Ltd.及びCasio (Thailand) Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図る者であるべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	235,883
現金及び預金	72,174
受取手形	88
電子記録債権	831
売掛金	27,181
有価証券	68,953
棚卸資産	59,035
その他	7,960
貸倒引当金	△339
固定資産	95,761
有形固定資産	54,282
建物及び構築物	11,109
機械装置及び運搬具	1,988
工具、器具及び備品	2,595
土地	30,493
リース資産	6,476
建設仮勘定	1,621
無形固定資産	10,265
投資その他の資産	31,214
投資有価証券	4,866
退職給付に係る資産	19,801
繰延税金資産	4,821
その他	1,752
貸倒引当金	△26
資産合計	331,644

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	61,403
支払手形及び買掛金	16,711
短期借入金	301
未払金	18,042
未払費用	12,891
未払法人税等	2,234
契約負債	3,576
製品保証引当金	670
事業整理損失引当金	24
事業構造改善引当金	887
その他	6,067
固定負債	51,314
社債	48
長期借入金	42,000
リース債務	4,412
繰延税金負債	1,374
事業整理損失引当金	390
事業構造改善引当金	1,216
退職給付に係る負債	927
その他	947
負債合計	112,717
純資産の部	
株主資本	196,559
資本金	48,592
資本剰余金	34,928
利益剰余金	125,723
自己株式	△12,684
その他の包括利益累計額	22,317
その他有価証券評価差額金	1,866
為替換算調整勘定	15,501
退職給付に係る調整累計額	4,950
非支配株主持分	51
純資産合計	218,927
負債純資産合計	331,644

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		261,757
売上原価		148,361
売上総利益		113,396
販売費及び一般管理費		99,160
営業利益		14,236
営業外収益		
受取利息	1,809	
受取配当金	213	
その他	235	2,257
営業外費用		
支払利息	467	
為替差損	1,414	
その他	481	2,362
経常利益		14,131
特別利益		
固定資産売却益	2,891	
投資有価証券売却益	7,179	10,070
特別損失		
固定資産除売却損	142	
減損損失	1,673	
特別退職金	8,296	
事業構造改善費用	1,988	
システム障害対応費用	407	12,506
税金等調整前当期純利益		11,695
法人税、住民税及び事業税	4,315	
法人税等調整額	△657	3,658
当期純利益		8,037
非支配株主に帰属する当期純損失		27
親会社株主に帰属する当期純利益		8,064

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表（2025年3月31日現在）

科目	金額
資産の部	
流動資産	147,029
現金及び預金	9,455
受取手形	78
電子記録債権	814
売掛金	30,738
有価証券	68,952
製品	21,429
原材料及び貯蔵品	4,422
その他	11,257
貸倒引当金	△120
固定資産	104,175
有形固定資産	34,693
建物	6,183
構築物	91
機械及び装置	384
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	1,510
土地	24,723
リース資産	409
建設仮勘定	1,390
無形固定資産	7,628
ソフトウェア	7,515
その他	112
投資その他の資産	61,853
投資有価証券	4,656
関係会社株式	27,690
関係会社出資金	12,020
前払年金費用	11,079
繰延税金資産	5,523
その他	883
資産合計	251,205

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	41,331
支払手形	0
電子記録債務	1,328
買掛金	14,377
短期借入金	3,515
リース債務	211
未払金	10,765
未払費用	4,774
未払法人税等	423
契約負債	2,453
製品保証引当金	670
役員賞与引当金	47
事業構造改善引当金	591
その他	2,171
固定負債	43,938
長期借入金	42,000
リース債務	279
長期未払法人税等	19
事業構造改善引当金	1,169
その他	468
負債合計	85,269
純資産の部	
株主資本	164,071
資本金	48,592
資本剰余金	34,435
資本準備金	14,565
その他資本剰余金	19,869
利益剰余金	93,728
利益準備金	7,090
その他利益剰余金	86,638
固定資産圧縮積立金	102
別途積立金	39,880
繰越利益剰余金	46,655
自己株式	△12,684
評価・換算差額等	1,863
その他有価証券評価差額金	1,863
純資産合計	165,935
負債純資産合計	251,205

損益計算書 (2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		188,794
売上原価		145,714
売上総利益		43,080
販売費及び一般管理費		42,450
営業利益		629
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	13,179	
その他	301	13,481
営業外費用		
支払利息	289	
為替差損	1,156	
その他	245	1,691
経常利益		12,419
特別利益		
固定資産売却益	3,066	
投資有価証券売却益	7,179	10,245
特別損失		
固定資産除売却損	95	
減損損失	1,672	
特別退職金	5,369	
事業構造改善費用	1,986	
システム障害対応費用	353	9,478
税引前当期純利益		13,187
法人税、住民税及び事業税	1,131	
法人税等調整額	△28	1,102
当期純利益		12,084

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

カシオ計算機株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士

岩 宮 晋 伍

公 認 会 計 士

鈴 木 雄 飛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カシオ計算機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カシオ計算機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

カシオ計算機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士

岩 宮 晋 伍

公 認 会 計 士

鈴 木 雄 飛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カシオ計算機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、2024年10月に当社のサーバーがランサムウェア攻撃を受けたことにより、個人情報を含む当社のデータの一部流出が確認されたほか、当社及び関係会社の重要なシステムが一部使用できなくなったことにより事業活動に影響が生じました。監査等委員会は調査内容及び再発防止策の実施状況を確認しており、今後も継続して監視、検証して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

カシオ計算機株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 阿 部 博 友 ㊞

監 査 等 委 員 千 葉 通 子 ㊞

常勤監査等委員 山 口 昭 彦 ㊞

(注) 監査等委員阿部博友及び千葉通子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム

東京都渋谷区桜丘町26番1号 TEL (03) 3476-3000 (ホテル代表番号)



※渋谷駅周辺は大規模整備で新しいまちづくりが進められており、工事の状況により経路変更等が発生する場合がございます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

JR各線JR南改札西口より西口バスターミナルを経て、徒歩約5分

京王井の頭線西口より徒歩約5分

電車： ■東急東横線、■東急田園都市線、■京王井の頭線、■JR山手線、■JR埼京線、■JR湘南新宿ライン、
■東京メトロ銀座線、■東京メトロ半蔵門線、■東京メトロ副都心線 の渋谷駅

株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は
下記当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
<https://www.casio.co.jp/ir/meeting/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。